

奥州市産野生サンショウの集出荷に係る管理要領

(目的)

第1 令和4年3月16日付けで奥州市産野生サンショウは岩手県から出荷自粛が解除されたことに伴い、奥州市産野生サンショウの集出荷に係る取扱いについて、岩手県における管理計画に基づき必要な事項を定める。

(定義)

第2 この管理要領における用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 「野生」とは次のいずれにも該当するものをいう。

ア 植栽によって生産したものではなく、もともと自生しているもの。

イ 耕起、植え替え、除草など管理を行っていないもの。

※ サンショウが自生している山林の一部を伐開して生産している場合やもともと自生していたものを施肥管理している場合は、「野生サンショウ」として取扱うこと。

(2) 「生産者」とは、自ら野生サンショウを採取する者をいう。

(3) 「集出荷者」とは、自ら販売する生産者並びに生産者から野生サンショウを集荷し、市場、小売店等に出荷する者をいう。

(台帳の管理及び届出等)

第3 集出荷者は、集荷する生産者の情報をとりまとめ、その内容を基に、奥州市産野生サンショウ集出荷者台帳(様式第2号。以下「台帳」という。)を作成し、管理する。台帳に記載の内容に変更が生じたときは、その都度台帳を更新し、管理するものとする。なお、生産者の情報の取りまとめにあっては、奥州市産野生サンショウ採取等管理簿(様式第1号別記)を参考にし、記録・管理するものとする。

2 集出荷者は、前項の台帳を作成したとき、又は内容を変更したときは、速やかに、奥州市産野生サンショウ集出荷(変更)届出書(様式第1号。以下「届出書」という。)に台帳を添え、奥州市に届け出るものとする。

3 奥州市は、前項の届出があったときは、台帳の記載内容を確認し、不備がないと認められるときは、届出書の下欄に必要事項を記載のうえ、その写しを集出荷者及び県南広域振興局に送付するものとする。

附則(令和4年4月1日部長決裁)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

奥州市長 様

名称 (集出荷者名)
代表者 氏 名 印

奥州市産野生サンショウ集出荷 (変更) 届出書

奥州市産野生サンショウの集出荷にあたり、関係書類を添付のうえ届出します。
記

- 1 添付書類
奥州市産野生サンショウ集出荷者台帳

奥州市確認内容

- 1 届出受理年月日について
提出された書類の内容を確認し、奥州市産野生サンショウ集出荷者として、下記に押印された日付により、届出を受理します。

	台帳番号
奥州市 令和〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇—〇〇

- 2 集荷の管理について
貴所属の生産者について、奥州市産野生サンショウ採取等管理簿 (参考様式) を参考にし、記録・管理を行うようお願いします。
- 3 出荷物への表記について
出荷物には、品目、採取地、採取日、生産者を表示するようお願いします。

※上記点線の内容は、奥州市にて必要事項を記載します。

様式第1号別記

奥州市産野生サンショウ採取等管理簿

集出荷者名： _____

生産者氏名： _____

採取年月日	採取地	生産量 (kg)	出荷先等	出荷等年月日	検査年月日	検査結果
合計						

(注1) 本管理簿は、集出荷者は生産者から野生サンショウが納入された都度作成し記録・保存すること。

(注2) 採取地は、字単位で記載すること。

奥州市産野生サンショウ集出荷者台帳

届出番号 ※奥州市で記載	
-----------------	--

1 集出荷者の情報

名 称 (氏 名)	
所 在 地 (住 所)	
連 絡 先	TEL : FAX : E-mail :
代 表 者 職 氏 名	
代 表 者 連 絡 先	TEL : FAX : E-mail :
緊 急 時 連 絡 先	担当者等職氏名 : TEL : FAX : E-mail :
取 扱 業 者 等 人 数	人

【作成年月日等】

作 成 年 月 日	令和 年 月 日現在
作 成 者 職 氏 名	

(注 1) 集出荷者は、他台帳への記載状況に関わらず、集荷する全ての生産者の情報を記載すること。

(注 2) 別表 1 を添付のうえ、提出すること。

別表 1

【生産者の情報】

番号	氏名	住所	電話番号
1			
採取箇所			

番号	氏名	住所	電話番号
2			
採取箇所			

番号	氏名	住所	電話番号
3			
採取箇所			

番号	氏名	住所	電話番号
4			
採取箇所			

番号	氏名	住所	電話番号
5			
採取箇所			

(注1) 採取場所は字単位で記載すること。

奥州市産野生サンショウの台帳記載にあたっての留意事項

- 1 この台帳は、奥州市産野生サンショウを生産・集荷し、市場・小売店等に出荷する方が作成します。具体的にはJAや産直及び加工業者などです。
- 2 多数の組合員がいる産直などにおいては、生産者を組合員とし、産直で、台帳の作成や届出することをお勧めします。
- 3 産直で販売するほか、自らでも無人販売所などで直接販売する方においては、産直での届出とは別に、販売する人が台帳の作成や届出が必要となります。

【奥州市産野生サンショウ集出荷者届出について】

